

平成 28 年 2 月 29 日

法務総合研究所 委託調査

「ベトナムにおける法規範文書相互の不整合の実情に関する調査研究」

ベトナムにおける投資及び事業活動に関する法規範文書についての調査報告書
(公開バージョン)

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

目次

I.調査の背景	3
1.ベトナムにおける法制度の特徴及び法規範文書の公布.....	3
2.調査の目的.....	4
3.検討の範囲.....	5
II.検討された内容	6
1.自由に経営する権利.....	6
2.外国企業の定義.....	9
3.事業登録証明書の内容及びこれに特化した法律.....	10
4.企業法に基づく企業の印章及びかかる印章の利用.....	11
5.企業登記書類.....	12
6.ベトナムへの投資資本の送金.....	13
7.投資プロジェクトと建設プロジェクトの判断.....	14
8.投資手続及び環境手続.....	15
9.投資登録証明書並びに物品取引の営業許可及び小売店の設立許可.....	16
10.物流事業.....	17
11.取締役会のメンバー.....	18
12.法定資本、株主資本.....	19
13.競争法及び銀行業界における競争.....	19
14.投資優遇措置の受益者.....	20
15.土地使用権証明書を交付する権限.....	21
16.2014年7月1日以前の、土地使用権及び土地に定着する財産の所有権の移転の場合の土地使用権 証明書発行手続を履行する際の申請関係書類に関する規則.....	21
17.土地価格及び具体的な土地価格に関する規定.....	21
18.土地に定着する財産の購入、土地使用権の受領、賃貸及び土地使用権での資本出資.....	22
19.企業登記証明書の取り消し.....	22
III.問題の原因及び提言	24
1.総合評価.....	24
2.投資、事業に関する規定の矛盾の原因.....	24
3.提言.....	27

本報告書は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある ASIA PACIFIC INTERNATIONAL LAW FIRM との調査及び作成による「REPORT ON REVIEWING REGULATIONS RELATING TO INVESTMENT AND BUSINESS ACTIVITIES」を、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業が日本語へ翻訳するとともに、形式及び内容を調整することにより作成されたものである。

I. 調査の背景

1. ベトナムにおける法制度の特徴及び法規範文書の公布

ベトナムの法制度は、特に量的側面において、1990年代より堅調に発展してきたが、改善された点のほか、その問題点も明らかとなった。中でも、法令間における一貫性の欠如が継続的な問題であった。

ベトナムにおける法規範文書は、多数の発行主体（当局）並びに一般的かつ全域にまたがる効力を有する多様な法的形式の存在に特徴付けられる。その法規範文書には、（国会が公布する）憲法及び法律、（国会常務委員会が公布する）国会常務委員会令、最高人民裁判所裁判官評議会の決議、（政府が公布する）議定、国家主席の命令及び決定、首相の決定、各省の通達、全級（省級、県級及び村級の3級）における人民評議会の決議及び人民委員会の決定その他複数の当局が合同で発行する形式のものが含まれる。実際には、中央及び地方レベルの国家機関は、法規範文書で規定すべき内容を含むガイドラインを、それが法規範文書として認められない形式であっても、発行することがある。

法規範文書の公布の手続には、一般的に、(1)計画、要綱の立案及び担当機関の任命、(2)起草の整理及び実施、(3)評価及び査定、(4)公布のための提出という手順が含まれる。

法律については、基本的に、(1)計画、要綱への提案の導入、(2)法律の起草、(3)司法省による法案の査定、(4)検討及び評決のため政府に提出、(5)政府より国会へ提出、(6)国会の異なる委員会による法案の審査、(7)国会常務委員会による検討、(8)国会による法案の可決という手順が含まれる。

議定を発行する手続は、主に以下の5つの手順を含む。(1)計画の提議、(2)原案の作成、(3)議定の原案に対する（一般社会における）関係者の意見のとりま

とめ、(4)司法省による議定の原案の査定及びこれに従った議定の原案の調整、(5)議定の検討及び発行のための政府への提出、である。

通達の発行は、以下の手順を踏まなければならない。(1)計画、(2)起草、(3)通達草案に関する関連省及び関連組織の意見の収集、(4)省の法制組織による査定、(5)草案の完成及び発行に向けた提出、である。

省級の法規範文書の発行には、4つの手順がある。(1)起草、(2)意見の収集、(3)省級の法制組織による査定、(4)発行、である。

実際のところ、法律及び指針となる規則の起草は、当該法規範文書が主に対象とする活動の国家管理を担当する国家機関に割り当てられる。民法典、刑法などの特に重要で広い範囲をカバーする法律を作成する場合においてのみ複数の省の合同起草委員会が設立される。

ベトナムの法的枠組の問題点は、主に、非合理性又は実現可能性の欠如、不明瞭さ又は透明性の欠如、不安定性及び長期的ビジョンの欠落などの特徴に現れる。中でも、法規範文書相互の重複及び齟齬が最も顕著である。法規範文書発行法及び当局担当者の教育に関する取組によってかかる問題点は徐々に減ってきたが、このような根強い問題点は、法規範文書の有効性に多大な影響を及ぼし、法令を遵守する側の企業及び個人の義務及び費用負担を増加させた。

2. 調査の目的

近年、ベトナムは、行政手続改革による規制の改正及び公布に示されるように、投資環境及び事業環境を改善するため、多数の方策を講じており、投資家を優遇する条件を作り出している。しかし、多数の当局が発行した膨大な量の法規範文書により、重複及び齟齬は不可避である。国会が1992年憲法に置き換わる2013年憲法を採択した後、新しい憲法の規定を遵守するため、様々な法律（土地法、建設法、環境保護法、不動産事業法、住宅法、投資法、企業法、税法などの投資及び取引に関連する法律を含む）が改正及び附則の制定を必要としている。かかる作業は、引き続き行われている。

上記問題の検討及び対応の責任については、現在、司法省こそが常時検討業務を正式に割り当てられた唯一の中央組織である。ただし、かかる責任は、省及び地方当局が発行した法規範文書のみに影響を及ぼすため、限定的である。より上級の文書については、その作成及び起草の過程においてのみ関連規則の検討が実行され、中央組織はかかる業務を割り当てられない。

よって、投資及び取引に関連する全規定を（全てのレベルにおいて）検討するという目標の達成は困難を極める。この検討には、法規範文書公布の権限を有す

る全省及び全機関の参加が求められる。2013年から2014年に実施された直近の大規模な検討において、省及び地方当局は、2013年憲法との適合性を確保するため、法規範文書のほとんどを検討する計画を実施していた。したがって、中央レベルから地方レベルまでの多くの法規範文書が検討され、齟齬、重複又は不法若しくは不適切な内容を含む規定が抽出された。これらの規定は、現在当局が取組の対象としており、法規範文書の改正、補足、置換又は新規発行の計画によって引き続き実施されている業務によって発見されたものである。

本報告書は、上記検討が進行中で、まだ完了していないうちに作成された。本報告書では、投資及び取引の分野で業務を行う独立した専門家が実施した調査及び複数の法律事務所による法律実務経験を通して、法令における重複及び齟齬の分析並びに未だ問題が解決していない関連規定の抽出を試みた。本報告書は、当該矛盾及び重複が及ぼすビジネス環境への影響に対する評価に基づき、国家機関に対して、法制度を改善し、経済界の持続可能な発展を促進する方策を講じるよう提言する。

3. 検討の範囲

本報告書は、投資及び事業活動に関連する規則及び規定に関する重複及び齟齬を検討することに焦点を当てており、下記のとおりその他法規範文書の欠陥、すなわち投資及び事業に関連しないその他分野の法規範文書に触れていない。

具体的な各法律（例えば、労働法、土地法など）における重複及び齟齬並びに法令間（例えば、投資法対土地法、建設法など）の齟齬を指摘することにより、本検討が実施された。

検討される文書の範囲は、投資、企業、商業、証券、土地、環境、労働、税、税関などの分野の法令を含むがこれらに限らない。

本報告書は、事業活動に与える悪影響及び障害の原因分析に関連して、特定の規定に関する重複及び齟齬事項を分析することを試みると同時に、採用しうる解決方法を提言する。

II. 検討された内容

1. 自由に経営する権利

投資法（2014 年法）（以下「投資法」という。）に基づき、企業は、禁止されていない諸分野、業種において自由に経営を行うことができる（6 つの禁止分野が記載される。）。同法は、条件規定とともに定められる条件付きの投資分野（267 の分野）についても規定する。記載のない分野は、投資家が自由に選択できることとなった（投資プロジェクトのネガティブリスト化）。国内の投資には無く外国投資にのみ適用される特定の条件を義務付けている事業分野もある。

実際のところ、投資法に定める原則に反する内容を規定する法規範文書がなお存在する。そのために、投資家及び企業が投資活動を行う際、混乱を招き、困難をもたらす。

- 具体的な規則

投資家の権利	矛盾する規則
<p>投資法第 5 条 1 項は、「投資家は、この法律が禁止していない各分野、業種で経営投資活動を実施する権利を有する。」旨を定める。</p> <p>企業法（2014 年法）（以下「企業法」という。）第 8 条 1 項によると、企業は、「投資法の規定に基づく条件付きの諸経営投資分野の経営を行うときは、すべての経営条件を満たし、経営活動の過程においてそれらすべての経営投資条件を維持する」義務を負う。</p>	<p>- 人民委員会の中には一部、依然として「製品計画」を定めているところがある。つまり、投資家は、計画された製品一覧の範囲に該当する場合のみ事業を行う権利がある。（例えば、Ha Tinh 省人民委員会 2013 年 1 月 9 日付決定第 111/QD-UBND 号は、林産製品の生産が条件付きの分野一覧に属さない一方、かかる加工が計画に含まれなければならない旨を定める。）。</p> <p>- 省当局の中には一部、投資優先順位及び投資誘致の一覧を発行し、これによりかかる優先順位に該当しない投資プロジェクトは制限又は却下するところがある。（例えば、Dong Nai 省人民委員会 2014 年 7 月 9 日付決定第 2163/QD-UBND 号は、プロジェクト一覧を発行し、これにより、投資分野の中には、禁止されないものである場合でも当局により却下されるものがある。</p>

- 事例

国内の一人社員有限責任会社である A 社は、プラスチック製品の製造を行っている。A 社は、外国投資家に定款資本を 100%移転することを意図していたが、かかる移転は省の当局により却下された。理由は、プラスチックの製造は、工業地帯に投資する企業にのみ許可されており、その他の条件としてかかる製造は当該工業地帯の製品基本計画に従っている。プラスチックの製造は条件付き分野一覧に含まれていない点に留意されたい。

- 理由

自由経営の原則は、新規に導入されたものである。それまでは、国家による経営管理では、法律で許容されると定められているもののみが許容及び許可される旨の原則を重視した（投資プロジェクトのポジティブリストの概念）。省及び地方当局の多くの規定は、かかる後者の原則に基づき公布され、投資活動に多数の制限を定めたまま、実際に運用され続けている。具体的には、投資法第 7 条 3 項において、省、省同格機関、人民評議会、人民委員会及びその他組織体は、事業を行う要件又は条件を定める規則を発行する権限がないとされる。ただし、抽出された以下の規定は、まだこれに従っていない。

番号	実際の規定	コメント
1	<p>会計監査実務の登録及び管理の指針となる 2007 年 6 月 27 日付通達第 72/2007/TT-BTC 号（以下「通達第 72 号」という。）</p> <p>会計法第 55 条 2 項は、以下のとおり定める。</p> <p>会計監査業務を取り扱う組織は、同法の規定に従い、会計監査企業を設立しなければならない。会計監査企業の経営者は、管轄国家機関によって会計監査実務証明書の交付を受けていなければならない。</p> <p>通達第 72 号第 2 条 3 項 b によると、以</p>	<p>財務省は、会計監査企業の取締役に応用される追加要件を定める権限を有しない。</p>

	<p>下のおりとされる。</p> <p>会計監査企業について、企業の取締役は 2 年以上の会計実務証明書又は監査役認定書を有する者でなければならない。</p> <p>これは、会計法に定める要件とは別の追加要件である。</p>	
2	<p>石炭の取引の条件に関する商工省の 2013 年 7 月 15 日付通達第 14/2013/TT-BCT 号（以下「通達第 14 号」という。）。</p>	
	<p>商法及び（事業において禁止される又は制限の対象の物品及び役務に関する）指針となる議定第 59/2006/ND-CP 号は、起業家（個人及び法人を含む。）の概念を定める。ただし、通達第 14 号第 4 条 1 項及び第 4 条 2 項は、「企業のみが石炭の取引を行うことが許容される」旨を定める。</p>	<p>通達第 14 号第 4 条 1 項及び第 4 条 2 項の規制は、商法及びその指針となる議定の規定に反する。さらに、商工省は、石炭の取引の条件を定める権限を有さない。</p>
3	<p>Ba Ria Vung Tau 省における公共インターネットサービス及びビデオゲームの管理、供給及び利用に関する規則を公布する Ba Ria Vung Tau 省人民委員会の 2014 年 6 月 26 日付決定第 25/2014/QD-UBND 号</p>	
	<p>インターネットサービス及びオンライン情報の管理、供給及び利用に関する 2013 年 7 月 15 日付議定第 72/2013/ND-CP 号は、公共インターネットアクセスポイントの条件（第 8 条）及びゲームセンター開設の条件（第 35 条）を定める。決定第 25 号第 5 条 3 項、第 6 条 1 項及び第 8 条 2 項は、同議定と対比して追加要件を定める。</p>	<p>Ba Ria Vung Tau 省人民委員会が定める追加要件は、議定第 72 号の要件と齟齬がある。さらに、Ba Ria Vung Tau 省人民委員会は、事業活動に係る条件及び要件に関する規制を定める権限を有さない。</p>

2. 外国企業の定義

投資法によると、外国当事者が定款資本の 51%以上を保有する外資系企業は、外国投資家として扱われる¹。よって、法律が外国投資に適用される特定の規制を定める場合、企業は、かかる規制の対象となる。一方、その他法律において、この点について異なる定義又は投資法に定めるものと齟齬がある定義を定める規定がいくつかある。

具体的には、例えば土地法第 183 条 4 項 a は、外国企業が土地法に規定する特定の権利を有し義務を負わなければならない場合を定める。同項は、企業法に定めるとおり 100%外国出資又は外国投資家が「支配株式」を有する場合に「外国企業」として扱われるというように、企業法の定義を参照する。ただし、企業法において外国企業の基準に関して「支配株式」の用語は定義されていない。実際には、「支配株式」は、企業の重大な事項に関して決定する権利を意味するとされる。土地法は、企業法が分類するとおりに外国投資家の持分比率に基づき、外資規制を分類するべきと提言する。そうでなければ、同一の企業であるにもかかわらず様々な法的条件において異なる扱いを受ける状況に繋がる可能性がある（ある場合は外国投資家として扱われる一方、その他の場合において国内投資家として扱われるなど）。

- 事例

+ 事例 1

外国投資家がある株式会社の普通株式全体の 50%を保有し、議決権株式の 52%を保有するとする。かかる場合、同社は、投資法に従い、国内投資家として扱われる（外国出資比率が 51%未満であるため）。しかし、同社は、土地法に従って義務の一部を履行する場合、外国投資家とみなされる（従って、同社は、土地使用権移転取引において譲受人になることはできない。（52%は、支配株式となり得るため））。

+ 事例 2

外国投資家が定款資本の 55%を保有する有限責任会社がある。同社の定款は、当該会社の決議については定款資本の少なくとも 65%以上の投票において承認されることを定める。かかる場合、同社は、投資法上、外国投資家として扱われるが、土地使用権に関する問題については国内投資家として扱われる可能性がある。

¹ 投資法第 23 条

企業への影響：様々な法的条件において、同一の企業が異なる扱いを受ける可能性がある（ある場合は外国投資家として扱われる一方、その他の場合において国内投資家として扱われるなど）。

- 原因

土地法は、投資法及び企業法に関連づけられず及びこれらを参照せず、起草された。企業法上の外国企業の定義の不明瞭な理解とともに、それとは異なる基準が使用されることになり、これは国内出資比率及び外国出資比率間の企業統治に関するそれぞれの規制の分離を引き起こした。上記事例において、土地法は、国内企業及び外国企業の扱いを分けて定義するため企業法を参照するが、不明確である。

- 国内企業及び外国企業間で適用される取り扱いに関しては、その性質からして投資法のみ準拠することが適している。

3. 事業登録証明書内容及びこれに特化した法律

企業法は、企業登記証明書に経営投資分野を記載する必要があるとは定めていない。他方、事業開始に先立ち、企業は、その経営投資分野を経営登記機関に通知することを義務付けられている。企業は、投資法が禁止していない経営投資分野で事業を行うことができ、管轄当局に登録された経営投資分野の範囲は、制限されない。

ただし、下位規則の中には、企業が条件付き分野で事業を行う場合、その経営投資分野を登録しなければならない旨を定めるものもある。これは、前述のとおり、経営の自由に反する。具体的な規則は、以下のとおりである。

<p>企業法第 29 条 企業登記証明書の内容には、企業の経営投資分野は含まれていない。</p> <p>企業法第 7 条 1 項 企業は、法律が禁止しない諸分野、業種において自由に経営する権利を有するとされる。</p> <p>企業法第 8 条 1 項 企業は、投資法の規定に基づく条件付き</p>	<p>入札法の指針となる議定第 63/2014/ND-CP 号第 113 条 1 項 (入札を業とする組織の要件)</p> <p>管轄当局が発行した企業登記証明書及び該当する経営投資分野の記載がある運営ライセンスを有する (入札代理人、入札コンサルタント又は入札活動に対する権限を有する組織)。</p>
--	---

<p>の諸経営投資分野の経営を行うときは、すべての経営条件を満たし、経営活動の過程においてそれらすべての経営投資条件を維持する義務を負うとされる。</p>	
---	--

企業登記証明書の内容に経営投資分野の記載がないため、その他の法律における規制が義務付けるとおり、適法な事業である旨を当局に示したい企業には、関連規則を遵守することを示すため、より多くの時間及び出費が生じる。企業法が新規に公布された一方で、その他の分野に関するその他の法律が新しい企業法に合わせて適時に変更及び更新されていないためである。2014年企業法制定前、2005年企業法によると、事業登録証明書に記載される経営投資分野は、適法な事業運営の法的根拠として証明された。多数の特化した法律においては、特に条件付き事業活動の要件を規定する際、旧法に従い経営投資分野が事業登録証明書に記載される旨がなお言及されている。

前提要件とされている経営投資分野に関する規定につきすべて削除する旨を、企業法において定めることを提言する。

4. 企業法に基づく企業の印章及びかかる印章の利用

2015年7月1日より、企業法第44条に従い、企業は、企業の印章の形式、数量及び内容について決定する権利を有する。したがって、企業は、印章を有するか否か決定することができると思われる。

しかし、行政手続において使用される多くの様式及び文書は、署名及び押印を義務付けている。例えば、売上請求書に関する2010年5月14日付政府議定第51/2010/ND-CP号及び2014年1月17日付議定第04/2014/ND-CP号に係る指針を定める2014年3月31日付通達第39/2014/TT-BTC号によると、VATの様式には販売業者が押印しなければならない²。

よって、以下のような状況が生じる。

- 企業が印章を有さない場合、かかる企業は、行政手続の申告書に押印できない。これは、企業が印章を使用することが必須であることを意味する。
- 企業法の条項を詳細に規定する議定第96/2015/ND-CP号第1条3項（以下「議定第96号」という。）によると、公証法、弁護士法、司法鑑定法、保険業法、証券法及び協同組合法に従って設立された組織は、企業法ではなく、印章の管理及び使用に関する2001年8月24日付議定第

² 通達第39/2014/TT-BTC号第4条1項h

58/2001/ND-CP 号に従い、引き続き、印章を彫り、管理し続けることになる。

企業の印章の形式、数量及び内容について決定する権利が新規に定められている点に留意されたい。以前は、企業が有することが認められる印章は一つのみであり、印章の形式は、国家が定める形式を遵守しなければならなかった。しかし、現在、関連法は、企業法の変更に従って変更されていない。

そのうえ、議定第 96 号第 1 条 3 項上、除外される組織は、経営登記機関の関与のもと設立されていない。よって、かかる企業のデータベースは、印章の形式の認証のために、国家企業登記情報システム上で入手することができない。

企業法の指針となる議定に「企業が印章を有さないことを決定する場合、かかる企業は、国家が発行する様式、文書への押印が義務付けられない。」という内容を補足することを提言する。また、変更までの間、企業は、運営の便宜上、印章を一つ有するべきとする。さらに、全企業、組織が企業法に従い印章を有するよう、議定第 96 号第 1 条 3 項を削除することを提言する。

5. 企業登記書類

企業法第 32 条によると、企業の法定代表者は、変更があった日から 10 日以内に、経営分野及び業種並びに発起株主及び外国投資家である株主等の変更を経営登記機関に通知する責任を負う。

しかし、企業登録に関する議定第 78/2015/ND-CP 号第 49 条 1 項³及び第 52 条 1 項⁴は、企業法に規定されていない通知とともに追加書類の提出を義務付けており、企業に困難を強いていた。

³ 議定第 78 号第 49 条 1 項

通知には、経営分野、業種の補充、変更についての、二人以上社員有限責任会社については社員総会の、株式会社については株主総会の、合名会社については各合名社員の、決定、議事録の適式な写し、一人社員有限責任会社については会社所有者の決定が添付されなくてはならない。

⁴ 議定第 78 号第 52 条 1 項

通知には、外国投資家である株主の変更についての株主総会の決定及び議事録の適式な写し、変更された時の外国投資家である株主の名簿、株式譲渡契約書又は譲渡が完了したことを証明する各文書、組織が譲渡を受ける場合は、設立決定又はそれに相当する各文書の適式な写し、委任された代表者のこの議定 10 条に規定する個人を証明する各文書の一つ及び譲渡を受ける外国株主に対する委任決定に相当する文書の適式な写し、個人が譲渡を受ける場合は、人民証明書、旅券又はこの議定 10 条に規定する個人の合法性を証明するその他の文書の適式な写し、投資法の規定に従った、外国投資家の出資、株式、持分購入について承認する計画投資局の文書、を添付しなければならない。

実際には、企業の現状の変更に関する当局への通知は、その性質からして行政に対する行為で、企業の利益に資するものである。当局は、かかる行為の承認及び確認のみをする必要がある。追加書類に関する要件は、本来的には企業内部の問題であり不要である一方、他方では法律が定める要件を超えて要求される。結果的には、企業がこれらの文書を提示できない場合、あらかじめこのような通知を行うことができず、企業が法律違反のリスクを負うことになる。

6. ベトナムへの投資資本の送金

2015年7月1日以前、2005年投資法は、投資プロジェクトの管理に直接的又は間接的に関わる投資家を基準に、投資活動を直接及び間接投資に分類していた。これに関連して国家銀行は、ベトナムにおける（間接投資に関する）海外投資活動実施のための間接投資用資本口座の開設及び使用の指針となる2014年3月12日付通達第05/2014/TT-NHNN号及びベトナムにおける海外直接投資に関する外国為替管理の指針となる2014年8月11日付通達第19/2014/TT-NHNN号によりベトナムへの投資資本の送金に関する指針を示した。

2015年7月1日以降、投資法では、この分類を行っていない。投資手続はそれぞれ変更され、投資家は資本出資又は株式購入に関する手続を行う前に投資資本の送金を認められる場合が少なくはない。しかしながら、ベトナム国家銀行は未だに直接又は間接投資に基づく資本投資の送金に関する規定を適用している。

現在も、直接投資及び間接投資の間には明確な境界があり、企業関連規則も投資法及び証券法とともにそれぞれ改正されたが、この問題に関して銀行法は改正されておらず、これらの法令間で矛盾が生じている。その結果、投資家は手続の変更により、ベトナムへの資本出資として送金を円滑に行うことができないことがある。

特に、投資法36条2項⁵、企業法第36条3項⁶、通達第19/2014/TT-NHNN号第4条2項及び第5条1項⁷を参照されたい。

⁵ 投資登録証明書が要求されない場合に関する、投資法第36条2項c

c. 経済組織への出資、株式、持分の購入の形式による投資

⁶ 出資財産に関する、企業法第36条3項

外国投資家による株式及び持分の購入、売却、譲渡並びに配当の受領に関するあらゆる活動の履行は、当該投資家がベトナムにある銀行に開設した口座を通じて行わなければならない。ただし、財産により払い込む場合を除く。

⁷ 通達19/2014/TT-NHNN第5条1項

ベトナム企業に資本出資する際、投資法第 36 条 2 項 c に従えば、外国投資家は投資登録証明書の取得手続を実施する必要はなく、企業法第 36 条 3 項に従い単に企業に資本出資を行えばよく、その後、企業は事業登録機関に対し、外国人社員又は株主の変更につき通知する必要があるとも思われる。しかし、通達第 19/2014/TT-NHNN 号に基づき、投資家は送金を希望する場合、投資登録証明書の提供を義務付けられ、したがって、投資家は投資プロジェクトのために直接送金を行うことができない。実際には、投資家は大抵の場合、国家機関による確認書を求めて申請を行うか、他の口座を通じて間接的に送金を行わなければならない。

したがって、送金に関する規制を補足するための通達第 19/2014/TT-NHNN 号の改正が提言される。

7. 投資プロジェクトと建設プロジェクトの判断

投資法及び建設法は、投資プロジェクトを規定することを指向しているが、異なる観点からアプローチしているため、投資プロジェクトの概念の規定に重複が生じている。投資法は投資活動について扱う一方、建設法は建設プロジェクトについて扱う。投資プロジェクトの実行手続に違いがあるため、この異なるアプローチは、国家機関だけでなく投資家にとっても、いずれの場合に投資プロジェクトと定義づけられ、いずれの場合に建設プロジェクトと定義付けられるかを判断する際に混乱を生じる。

特に、投資法第 3 条 2 項⁸及び建設法第 3 条 15 項⁹に記載される用語の定義を参照されたい。

実際、投資プロジェクトのほとんどが、多かれ少なかれ建設活動を含むため、投資プロジェクトが建設プロジェクトでもあるか否かを判断するのは困難である。

FDI 企業内の外国投資家及びベトナム人投資家は、投資証明書に記載される金額の外貨又はベトナムドン建ての投資資本を出資する権利を有する。

⁸ 投資法第 3 条 2 項

「投資プロジェクト」とは、特定の期間、具体的な地域において経営投資活動を遂行するための中期又は長期的な資本投入の提案の集合をいう。

⁹ 建設法第 3 条 15 項

建設投資プロジェクトとは、一定の期間、特定の費用で、作業、製品又は役務の質の発展、維持及び向上を目的とした建設、建設作業の修繕又は補修のための資金の利用に関する提案の集合をいう。投資建設プロジェクトの準備段階において、プロジェクトは建設投資の予備的な実現可能性に関する調査報告書、建設投資の実現可能性に関する調査報告書又は建設投資経済・技術報告書を通じて示される。

したがって投資家は、投資法により規定される投資手続の履行及び建設法により規定される投資建設手続を含む二重の規制に対して対応しなければならない。これは、投資家に対し重複した手続を行う困難を与える。また、国家の管理上も両者が密接に関係しているわけではない。

この重複は、投資法と建設法とが異なる国家管理目標を有することによるが、これらのいずれの法律も、投資プロジェクトに関する国家管理目標を明確化していない。一方で、建設法は、建設法に定める投資手続に従い管理されるべき投資プロジェクトの種類を明確化していない。

投資家の視点からすると、利益追求のために特定の行為に金員を投入することに主眼があるため、投資家はどのような手順に従わなければならない、国家に対しどのような義務を負うかに関心を寄せているというのが共通認識である。国家の視点からすると、投資活動は公共の利益に適合しなければならない、建設の場合には、当該建設は、質、景観及び環境保護に関する要件を保証しなければならない。

このような観点から、専門家は、投資法が企業の投資活動と製造及び事業の通常過程とを区別するための基準に基づき、投資プロジェクトを定義付ける主たる法律であるとの見解を示した。

一方で、建設法は、不動産プロジェクトのように取引の目的で重要な意味を持って行われる建設作業に関する建設プロジェクトの基準に焦点を合わせるべきである。同法の範囲は、不動産に対する規制機能に加えて、建設の質（防災及び消火を含む。）、環境適合性及び環境保護の監督にのみ焦点を置く。投資資本、プロジェクト効率等といった内容は、これらの性質上、投資家の判断に属するため扱うべきではない。この点、建設当局は建設プロジェクトではなく建設許可証の検討を意図して建設を取り扱う。

8. 投資手続及び環境手続

環境保護法において、投資家は、環境影響評価の対象となるプロジェクトについて、投資登録証明書に先立ち環境影響評価に関する承認の取得手続を行わなければならないとされている。しかしながら、投資法は、投資証明書に関する手続において、環境影響評価に関する要件を定めていない。

環境保護法及び投資法間のこの不整合とは別に、上述の環境保護法の規定も投資プロジェクトが未だ策定されていない状態で環境影響評価が行われるため、不合理なものであり、投資家に対するリスクを包含するものである。また一方で、投資登録証明書が交付されず又はプロジェクトの変更が要請される場合、多大な費用が発生した環境影響評価は、無駄になり又は修正が必要となる。特に、投資

方針決定の要件となる投資法第 33 条、第 34 条、第 35 条、第 37 条を参照されたい。また、投資登録証明書は、承認済み環境影響評価を含まず、環境保護法第 25 条 2¹⁰項には、環境影響評価が投資方針に関する手続実施及び投資登録証明書の申請のための前提条件である旨が定められている。

事例：A 社は、リゾート用地を開発し、かかるプロジェクトには、環境影響評価が必要である。前提として、A 社は、B 省当局が A 社の投資プロジェクトを承認する前に、環境影響評価を実施し、これを B 省当局へ提出して承認を得なければならない。A 社は、多大な費用及び時間が費やされるリスクを回避するために、投資登録証明書の取得後、かつ、着工前に、B 省の人民委員会に環境影響評価の提出を受諾するよう提案する。こうした状況の下では、環境保護法の規定が実務上、より執行しにくいものとなる。

環境保護法に基づく環境影響評価に対する規制は、国家プロジェクトのようなものにこそ適するものと思われる。投資家が環境影響評価を実施する期間を選択でき、プロジェクトが環境影響評価の承認後にのみ始動するよう環境保護法を修正することが提言される。

9. 投資登録証明書並びに物品取引の営業許可及び小売店の設立許可

2005 年投資法及びベトナムにおける外資系企業の物品取引に関する商法を施行する議定第 23/2007/ND-CP 号第 5 条 2¹¹項において、物品の取引分野において

¹⁰ 環境保護法第 25 条 2 項

環境影響評価報告書の承認決定書は、権限のある各レベルが以下を実施する際の根拠となる。

- a) 法律の規定に従って、事業への投資を決定する場合、本法第 18 条の規定に該当する事業への投資を決定する場合。
- b) 鉱物探査・採掘事業における鉱物探査許可証、鉱物採掘許可証の新規発給または許可証改正承認書を発給する。
- c) 石油探査・採掘事業における油田探査計画、油田開発計画を承認する。
- d) 建設許可証が必要な建設事業に対し、建設許可証の発給または建設許可証改正承認書を発給する。
- dd) 本項の a)、b)、c)、d) に該当しない事業に対する投資証明書を発給する。

¹¹ 議定第 23/2007/ND-CP 号第 5 条 2 項

ベトナムにおける物品取引活動又は物品取引関連活動にはじめて投資を行う外国投資家は、投資手続を行うための関係書類を投資管理国家機関に提出しなければならない。当該機関は、商工省に諮問したうえで、商工省の書面による承認を取得した場合に限り、物品取引活動又は物品取引関連活動に関する投資証明書を交付する。この場合、投資証明書は、営業許可と同様に有効である。投資手続は、投資法に従って行われる。

企業を設立する外国投資家は、営業許可と同時に投資証明書が発行される手続に従うこととされている。かかる許可証を交付するために、省の人民委員会は、小売店設立許可に関して商工省の意見を得る。

2014 年投資法は、投資登録証明書及び企業登記証明書に関する手続に関し、2005 年投資法から修正を行った。これにより、これまで一つにまとめられていたものが、2 通別々の証明書で発行されるようになった。これに伴い、商工省の意見に関する要件は、小売業に関する投資登録証明書の申請処理時及び交付時には適用されないとも考えられる。ただし、議定第 23/2007/ND-CP 号第 5 条 2 項に基づく物品取引活動の商工省による承認に関する規則は、なお有効である。

- 理由

投資登録証明書及び特定の活動に関する証明書（物品の取引及び物品取引に直接関連する活動を行うための営業許可並びに小売店設立許可を含む。）の交付に関しては、制限が設けられていない。

- 提言

物品取引活動及び物品取引に直接関連する活動を行うための営業許可並びに小売店設立許可の交付は、条件付き投資及び事業の分野に対する措置である。企業は、投資プロジェクトに伴う場合を除いてこの活動には投資登録証明書の交付をせず、物品取引活動及び物品取引に直接関連する活動を行うための営業許可並びに小売店設立許可を取得することのみを義務付けることが提言される。

10. 物流事業

ベトナムの WTO 公約は、何年も混乱や誤解があったにもかかわらず、長年実行されてきた。

以下にいくつか事例を示す。

CPC748「貨物運送代行業」に関して、WTO 公約によると「加盟後、合弁企業を設立する際、外国資本の出資比率は、51%を超えてはならない。加盟から 7 年経過後は、この制限は廃止される。」とされている。物流サービス事業を行うための条件に関する商法上の具体的な条項及び物流サービス事業体の責任制限について定める 2007 年 9 月 5 日付議定第 140/2007/ND-CP 号（以下「議定第 140 号」という。）第 5 条 3 項 c において、「運送代行業における事業の場合、外国の事業体は、外国投資家の資本出資比率が 51%を超えない合弁会社を設立することが許容されている。また、2014 年以降、合弁会社の設立は、外国投資家の資本出資比率に関して制限されない。」旨規定している。

その他の子会社業務に関して（CPC749の一部）、議定第140号第5条3項dにおいて、「その他の子会社業務における事業の場合、外国事業体は、外国投資家の資本出資比率が49%を超えない合弁会社を設立することが許容される。この制限は、2010年から51%となり、（この制限は、）2014年に終了する。」と定められている。この規定は、ベトナムのWTO公約において定める、「加盟により、外国の業務提供者は、ベトナムのパートナーとの間での合弁事業の設立（外国側の資本出資が49%を超えないこととする。）を通じてのみ業務を提供することが許容される。加盟の日から3年経過後、この制限は51%となる。その4年後に、この資本制限は撤廃される。」とする規定と微妙に異なっていることで後述の問題が生じた。

CPC742「保管及び倉庫業務」に関して、ベトナムのWTO公約において、「加盟後、外国資本の出資比率が51%を超えない合弁事業を設立することができる。加盟から7年経過後、この制限は廃止される。」旨規定されている。一方で、議定第140号第5条2項bは、「保管及び倉庫業務を行う場合、外国当事者の資本比率が51%を超えない合弁事業の設立は、許容される。この制限は、2014年に終了する。」旨定めている。実際、当局は、WTO公約及び議定第140号の関連規定に関して異なる理解をしていた。実際のところ、当局の中には、制限が全面的に撤廃されて以降は、外国投資家が100%外資系資本で物流会社（又は保管及び倉庫業務の場合は類似する会社）を設立することができるものと理解している者もいた。他の機関の中には、資本比率に関する制限のみが撤廃されるが、合弁事業での設立は、なお必須であると説明する者もあった。

何年もの間、許可当局は、企業が合弁事業の形態で設立される場合、物流事業に対してのみ許可を与えていた。この分野における混乱を踏まえ、商工省は、最近になって、この分野におけるベトナムのWTO公約をどのように理解するか説明を2015年9月24日付けで発表し、これによって外国出資比率に係る制限が撤廃された。その結果、今後、外国投資家は、一部の物流事業において100%外資系企業を設立することが可能となったといわれる。

商工省のレターは、それ自体法規範文書とは言えないことに留意されたい。従って、議定第140号は、ベトナムのWTO公約に整合するよう修正されるべきである。

11. 取締役会のメンバー

2014年企業法第151条1項によると、取締役会のメンバーは、他社の取締役会のメンバーとなることが認められるとされており、制限がない。しかしながら、

2012年7月26日付財務省通達第121/2012/TT-BTC号第30条3項は、大規模公開会社又は上場会社取締役会のメンバーに関して、関連会社、親子会社又はグループ会社の取締役会のメンバーである場合を除き、同時に他の会社5社の取締役会のメンバーを兼任してはならないとの制限を定めている。

支配株主は、すでに他の5社の役員であるために、取締役会のメンバーとなることができない場合がある。さらに、この財務省による制限は、企業法に基づく（支配）株主の権利と矛盾する。そのため、財務省の通達における当該制限は、撤廃されるべきものである。

12. 法定資本、株主資本

2005年企業法及び2005年投資法上の法定資本及び株主資本は、特定業種の事業を行うための条件である資金力を証明するためのものであるが、多くの法分野においても採用されている共通の概念である。特に、不動産事業法第10条において、200億ドン以上の法定資本を義務付けている。

また、議定第43/2014/ND-CP号第14条2項は、投資プロジェクトに基づく土地使用を確保するための財務能力条件について、以下のとおり定められている。

「プロジェクトを実施するための自己資本について、20ヘクタール未満の土地を使用するプロジェクトの場合は投資総額の少なくとも20%以上、又は、20ヘクタール以上の土地を使用するプロジェクトの場合は投資総額の少なくとも15%以上を有していること。」

現在、不動産事業法又は土地法といった他の規制分野は格別、新投資法及び企業法では、法定資本又は自己資本に対しての規制を設けていない。

上述の点で、法律間において矛盾があるように思われる。しかしながら、一般法（投資法及び企業法等）と特別法（不動産事業法等）間の関係にあるとも考えられる。よって、このケースはおそらく典型的な法令間の矛盾に関する事例ではないが念のため報告する。

13. 競争法及び銀行業界における競争

競争法は、独占及び不当競争といった競争に関する二つの問題となる事項を重点に定めている。一方で、銀行法は、適法及び違法な競争（不当競争活動と定義される。）に関する事項のみを重点に定めており、銀行業務分野における独占禁止規制を欠いている。

上記の銀行法の独占禁止規制の欠如は、一部の信用金融機関が互いに協力し、他の金融機関の営業及び顧客に支障を生じさせる排他的ネットワークを作出する原因となる。

- 参照

競争法第 II 章及び第 III 章並びに金融機関法第 9 条

- 提言

銀行業は特殊事業であり、銀行業において、独占は消費者や競合他社への影響のみならず、通貨の安全性に係る危険をも生じさせる。そのため、銀行法において、一般原則を遵守し、競争法に則した独占禁止に対する具体的な規則を定める必要がある。

14. 投資優遇措置の受益者

投資法において、投資優遇措置は、(i)法人所得税若しくはその税率、(ii)固定資産若しくはプロジェクトに用いられる原料、供給品及び部品として輸入された物品に係る輸入税並びに(iii)地代、土地に対する課税の免除又は減額を含むものとされ（投資法第 15 条 1 項）、投資優遇分野の新規及び延長された投資プロジェクトの双方に適用される（投資法第 15 条 2 項）。

ただし、法人所得税法において、投資優遇措置は、企業の種類（これは、2015 年 1 月 1 日以降、投資プロジェクトの種類に置き換えられた。）及び特定の事例に基づいて適用されるものとされ、（法人所得税法第 13 条）、上述の投資法に定められた基準とは異なり、整合しないものである。結果として、投資法上の投資優遇措置が受けられる業種一覧が法人所得税法上の税優遇措置を受けられる業種一覧と完全に一致しない。さらに、投資法は、投資優遇措置を受けられる業種を通常と特別なレベルに分ける一方で、法人所得税法はそのような分類をしていない。上記はすべて、二つの法律の間に差異を生じさせている。その結果、投資家の業種が投資法に基づく特別税優遇措置の対象となるが、法人所得税法に基づく税金の免除、減額の対象とはならない事例が一部で生じることとなる。

- 提言

- + 投資法に則したものとなるよう法人所得税法を修正して、投資家の正当な権利及び利益を確保する。
- + 法律で定めるもの以外の投資優遇措置の拒絶若しくは投資優遇措置に関する追加要件を定め又は投資優遇措置を受けられる物品及び業種について明確に定めていない指針文書を複数検討及び効力を停止する。

15. 土地使用権証明書を交付する権限

2013 年土地法第 105 条は、省の人民委員会は、組織、宗教組織、海外のベトナム人、投資プロジェクトを実施する外国資本企業及び外交機能を備えた外国団体に対して、土地使用権及び土地に定着する住宅その他の財産の所有権に関する証明書（以下「証明書」という。）を交付すると定める。

ただし、土地法施行の指針となる議定第 43/2014/ND-CP 号第 37 条 2 項 a において、上述の内容とは別に、省の人民委員会が外国人（自然人）に対しても証明書を交付する旨定めている。

外国人（自然人）に関しては、土地法第 105 条に規定がなく、その後、施行のための説明や指針もなかったが、議定第 43/2015/ND-CP 号第 37 条 2 項 a において補足され、担当の公務員がその職務において、外国人（自然人）による証明書の申請を検討する際、土地法又は議定第 43/2014/ND-CP 号のいずれを遵守すべきか、混乱を生じさせることとなった。

16. 2014 年 7 月 1 日以前の、土地使用権及び土地に定着する財産の所有権の移転の場合の土地使用権証明書発行手続を履行する際の申請関係書類に関する規則

証明書申請手続に関する文書について、2014 年 7 月 1 日以前に土地使用者が土地使用権の移転又は相続若しくは寄付により取得した場合で、当該土地使用者が譲渡人の土地使用権証明書又は土地使用権の移転に関する契約書のみを有する場合に、議定第 43/2015/ND-CP 号第 82 条 2 項 a は、証明書の申請及び入手可能な証明書を要件としている一方で、通達第 24/2014/TT-BTNMT 号第 9 条 4 項（議定第 43/2015/ND-CP 号の指針）は、場合に応じ、土地及び土地上の物件に係る変更登記の書面様式並びにその他の入手可能な証明書を要件としている。これは、議定及び指針通達との間にある不整合といえ、二つの法規範文書が同一の事項について異なる規定の仕方をしている。

17. 土地価格及び具体的な土地価格に関する規定

2013 年土地法第 114 条 3 項後段において、土地価格査定評議会が土地価格確定諮問機能を持つ組織、つまり独立の土地評価サービスを提供する組織からなるとされている。土地価格に関する諮問（又は独立の土地評価サービス）は、国家の土地価格確定プロセスにおいて一定の役割を担っている。ただし、この規定は、土地評価サービスの利用が義務であるか否かを明確に定めていない。

さらに、土地法第 114 条 3 項前段は、「省級人民委員会が具体的な土地価格を確定する。省級土地管理機関が具体的な土地価格の確定実施において省級人民委員会を支援する。実行過程において、省の土地管理機関が諮問機能を持つ組織を

使って、具体的な土地価格を確定するために諮問を受けることが可能である。」と定める。これは、独立の土地評価サービスを利用することが義務でないことを意味する。

しかしながら、同 3 項中段第 2 文において、「土地価格の諮問結果を基に、同級の人民評議会の決定を申請する前に、省の土地管理機関が具体的な土地価格を土地価格査定評議会に提示し、検討を申請する。」旨の規定があり、これによれば、独立の土地評価サービスの利用は義務であることを意味している。

こうした複雑な状況による恣意的な適用を避けるため、政府の議定により具体的な指示がなされることを要する。

18. 土地に定着する財産の購入、土地所有権の受領、賃貸及び土地所有権での資本出資

2013 年土地法第 167 条 1 項に基づき、土地所有者は、本法律に基づき土地所有権の交換、移転、賃貸、転貸、相続、贈与、抵当権設定の権利及び土地所有権での資本出資を行う権利を行使することができる。ただし、当該法律の指針となる議定では、土地所有者の権利について、より多くの条件を定めている。例えば、土地法の多数の条項を詳細に規定する 2014 年 5 月 15 日付議定第 43/2014/ND-CP 号第 16 条 2 項によると、投資優遇措置の対象となる分野や地域におけるプロジェクトを除き、適切な生産及び事業目的で使用するための整地された土地を有しないことが要件とされている。

上記のかかる規制によると、企業を含む土地所有者は、上記の権利を実施するために、適切な産業及び事業目的のために整地された土地基金が存在しないことを証明しなければならない。

実際、国家機関は、本規定に基づき、いつでも投資家に困難を生じさせることができる。

よって、土地使用目的を変更する申請をする場合にこそ、土地所有者（企業を含む。）が適切な産業及び事業目的のために整地された土地が存在しないことのみを証明しなければならないとすることが提言される。

19. 企業登記証明書の取り消し

税務管理に関する法律第 93 条 1 項 g において、現在企業は、租税滞納の場合、企業登記証明書を取り消される場合があり、その納税義務を履行したときにこの証明書の返還を受ける（税務管理に関する法律第 93 条 2 項）とされている。ただし、企業法上、企業は、企業登記証明書の取り消しがあった場合、解散させられる。したがって、企業登記証明書の返還を受けたにもかかわらず、かかる企業

は、解散によってその活動を元の状態に戻すことができない。さらに、企業法上、租税滞納の場合の企業登記証明書の取り消しに関連する規定は存在しない。

実務上、納税義務が課せられている企業が納税を行わなかった事例があり、税務当局は、頻繁に企業登記証明書の取り消し措置を適用している。納税の履行があった場合、税務当局は、企業登記証明書を返還する。ただし、事業登記証明書の返還は、企業がその納税義務を履行した事業登録証明書取り消しに関する決定の発行日から6か月が経過した場合、企業が解散されたものとみなされ、かつ、国家企業登記情報システムから消されてしまうため無意味である。この場合、企業がその事業運営の継続を望む場合、はじめからその設立登記手続を行わなければならないと考えられる。

「企業登記証明書の取り消し」との文言を使用する一方で、租税法における企業登記証明書の取り消しに関する規定の内容は、納税義務が履行されるまで企業の事業活動が停止させられることを意味する。一方、企業法上、企業登記証明書の取り消しに関する規定の内容は、事業運営の終了を意味する。

したがって、企業登記証明書を取り消すという規定をせず、納税義務の履行を遅滞したことにより企業の事業運営を停止し、すべて納税した場合に再開することを企業に認めるよう、税務管理に関する法律を修正することが提言される。

III. 問題の原因及び提言

1. 総合評価

ベトナムは、社会及び経済のほぼ全分野を網羅する比較的完成された法制度を発展させてきた。特に、民事及び経済的な法的枠組が、国際水準の法及び実務慣行に近づき、これにより自由に経営する権利並びに利益及び財産の保全に関して事業及び投資のための比較的完成された法的基盤を創り出してきた。

近年、投資法、企業法、土地法、建設法、不動産事業法、環境保護法、証券法、民法典といった事業及び投資に関連する様々な法律が改正され又は新たに発行された。

さらに、政府はまた、行政手続の簡潔さ、透明性を目指し、企業にとって有利な条件を設定するため、行政手続の改革に関するプロジェクト第 30 号、投資、建設及び土地の分野の行政手続の改革に関する決議第 43/NQ-CP 号、事業、投資環境の改善に関する決議第 19/NQ-CP 号、及びその他事業及び投資環境を改善する様々な方策を導入した。

これらの方策の結果、税金支払に要する時間は年間 121.5 時間以下に、社会保険支払に要する時間は年間 49.5 時間以下に短縮され、95%の企業が電子納税申告を利用し、90%の企業が電子納税を利用し、納税申告のための公のデータベースが確立され、規定通り、少なくとも 90%について期限までの税金還付が保証されるようになった。輸出入物品の通関手続の時間が著しく短縮され ASEAN プラス 6 と同等となった。ベトナム税関は、現代の国際的な税関水準に近づいた。国境を介した物品の輸出入にかかる期間は、輸出については最長 13 日間、輸入については最長 14 日間となり、ワンストップ通関が運用された。事業立ち上げのための手続は 6 日以内である。中電圧電力系統への連系に要する期間は 36 日以内である。破産手続は従前の 60 か月間から 30 か月間となった。

しかしながら実際には、特に投資及び事業分野の法令間でなお重複及び矛盾が存在する。

2. 投資、事業に関する規定の矛盾の原因

a. 政治的側面

第一に、多くの新たな政策を含み、これに関連する法律の変更が、非常に頻繁に行われた点が挙げられる。新たな政策が導入されたものの、関連法令がそれぞれ修正されない場合、規制の枠組における矛盾が生じる。法令が頻繁に変更される理由としては、規制対象の社会関係を評価する際に長期的ビジョンが欠落して

いることや、発展途上国の社会経済発展及び経済の急速な変化の傾向を正確に予測していないことが挙げられる。当該要因は、法規範文書の寿命を短縮させる。

第二に、法案策定の過程で、一般的なマスタープラン及び政策の立案及び分析にあまり注意が払われていない点が挙げられる。立法機関は特定の分野・部門の狭い範囲及び目的にのみ焦点を当て、これに支配される傾向がある一方、各事業においては様々な当局の管理対象となる場合がある。これにより、同一の分野・部門内又は分野・部門間における同一の主題について規定する法規範文書に矛盾が生じる。

第三に、市場開放に対する多くの当局及び公務員の姿勢が不明瞭かつ一貫性に欠ける点が挙げられる。結果として、企業法及び投資法において宣言される経営の自由が弱体化している。言い換えると、「法律が禁止しない諸分野、業種において自由に経営する権利」の原則は実施されていない。とりわけ、ベトナムがWTO 公約をしておらず、また現在国内法によっても規制されていない多くの分野で、当該分野への外国投資家の市場参入は、主に担当当局及び公務員の裁量及び時には独断的な決定による。

さらに、政府の機関により発行された国際取引に関する約束及び取決め（輸出入関税、外国投資の市場参入に関する要件及び優遇措置に関する規則等）の実行に関する国内規則は透明性に欠ける。

このように、起草機関は、特定の規定を公布する際に異なるアプローチを有し、それぞれ独自の対象に目的を持って、趣旨及び均衡のとれた利益から逸脱はしないよう対応しているという事実がある。

b. 規制上の側面

第一に、ベトナムの立法制度が、多くの専門当局により発行された膨大な法規範文書と共に、多くの異なるレベル及び法規範文書の形式（法律、法令、議定、指針、通達、決定等）で構造化されている点である。

司法省のデータによると、2009年1月1日から2013年3月31日まで、中央国家机关により発行された法規範文書の数は5,206であり、これには国会の62の法律及び7の決議、国会常務委員会の14の委員会令及び6の決議、国家主席の222の命令、決定、政府の498の議定、首相の379の決定、最高人民裁判所裁判官評議会の10の決議、大臣、省と同レベルの機関の代表、最高人民裁判所の裁判長、最高人民検察院の検察長の3,605の通達及び473の共同通達、国家監査人の29の決定及び1の共同通達、ベトナム祖国戦線の中央委員会、国会常務委員会及び政府の3の共同決議、青年団及び政府の1の共同決議が含まれる。地方レ

ベルでは、不完全な統計ではあるが 2005 年 4 月 1 日から 2013 年 7 月 31 日まで、省レベルでは、人民評議会の 7,491 の決議、人民委員会の 20,553 の決定及び 3,189 の指示、県レベルでは、人民評議会の 25,625 の決議、人民委員会の 47,919 の決定及び 7,626 の指示、村レベルでは、人民評議会の 126,163 の決議、人民委員会の 39,419 の決定及び 6,534 の指示が発行された。

上記の通り、法規範文書の数及び種類により、重複と矛盾は不可避である。この状況は政府機関のみならず企業に対しても課題を生じさせる。

第二に、枠組み法が未だに普及している点が挙げられる。当該法律は、指針となる規則なしには実際には実現及び施行されない一般的かつ原則的規定のみを含んでいる。この慣習は、指針となる規則及び具体的な法律の重複及び不安定な状況をもたらす。当局、公務員の役割、権限及び義務又は手続上の問題といった、法律に詳しく規定されるべきであったがその趣旨のみが規定される多くの点について、政府の政令により指針が示され詳細に記載される。

多くの法律において一般規定のみが定められ、下位レベルの当局に指針の発行を任せており（ベトナムにおいて立法権限と呼ばれる）、この慣習が無制御の権限の原因となっている。すなわち、省及び地方当局は、数えきれない程多くの指針（文書）を発行する権限を有し、これが法律の効力を減じ、弱体化させている。

第三に、法規範文書の起草の一任である。実際には、大部分の法規範文書の起草及び作成は担当省に任せられており、よって当該文書の内容は当該省の目的の観点からは適切であるが、他分野の規則の観点からは不適切な場合がある。言い換えると、一つの省により作成された法規範文書と他の省により作成された法規範文書との間には、一貫性や相互作用が少ない。

第四に、省及び地方レベルで文書発行を統制する効率的な仕組みが欠如している点が挙げられる。法規範文書発行法によると、発行の過程は、通常、以下の重要な段階を経る。実質的調査、文書の起草、関係する個人及び組織の意見収集、検討及び発布のために所轄官庁に公式に提出する前の評価、である。しかしながら、法規範文書の種類によって、発行予定の法規範文書の質の管理（特に、起草の過程における憲法及び上級の法規範文書との一貫性、適法性、実現可能性の管理、並びに他の政府機関との間で要求される調整）が多かれ少なかれ実施されるが、一般的に、法律、議定といった上級法規範文書の発行は、より厳しく管理される一方で、省又は地方当局による、より下位レベルの法規範文書の発行は管理不能になりがちである。よって、原則的にはビジネスの要件、それらを満たすために必要なものを規定することは国会又は政府の権限に該当するが、実際に

は多くの省及び地方当局は法律又は議定の内容の繰り返しや、これらには規定されない補足条件をさらに追加する規則を発行している。

第五に、起草規範の導入である。ある省及び機関が法規範文書の起草及び発布に適用される段階及び手続を遵守しない場合があったとしても、いかなる対策もされていない。

c. 政府の組織的及び構造的問題に起因する原因

各省及びその他の政府機関の間の機能、役割及び権限の重複（特に、環境資源、食品安全、広告等の分野に関連する省の機能、役割及び権限の重複）が、長期間未解決のままとなっている。これにより同一部門内の異なる省及び機関により発行される文書間にも矛盾が生じている。

3. 提言

限られた時間及びリソースの範囲において、本報告書では、投資及び事業に関する膨大な法規範文書の実態の一部分にあたる不整合を示す規定をできる限り抽出するよう試みた。さらに近年、投資及び事業活動に関する多くの重要な法律が、民法、民事訴訟法等のように採用され、又は計画法（起草中につき仮の名称）等のように公布が計画されているものもある。新旧規則間の新たな矛盾が関連規則において生じるであろう。したがって、本報告書では以下の通り、投資及び事業に関する法制度の完全性を保証するためのいくつかの解決策を提言する。

法律は、規制法規の主たる規範であるべきである。したがって、議定から主たる規制事項を排除し、関連法律により規制し、これにより議定の数を減らすことが必要である。同時に、法規範文書の発行に関する各省及び地方当局の権限に該当する事項を減らすべきである。

- 法規範文書の公平性を確保するため、当該法規範文書の起草及び作成を独立した機関に割り当てる。
- 法規範文書の起草過程における起草機関の間の調整及び協力を改善する。
- 法律のガイドラインとなる規則（特に、省による通達及び決定並びに地方当局の指針となる文書）の発行を厳格に管理する。発行権限を明確に許可する法律又は議定の特定の規定がある場合に限り、省及び地方当局は、指針となる文書を発行する権限を有し、さらなる下位レベルへの権限付与は許可するべきではない。

- 様々なレベルの法規範文書の監察及び精査を強化する。状況を速やかに処理し解決するために、これらのタスクと、規則導入の監視及び問題のある規則（重複又は矛盾等）の検出及び検討とを共に結び付けるべきである。

以上